

支援金制度等の具体的設計について（素案）

令和 5 年 12 月 11 日
こども家庭庁

1 支援金制度についての基本的な考え方

（実質的な負担とならないよう取り組む中で少子化対策を実施する）

- 少子化対策の抜本強化の基本的方向と「加速化プラン」の内容は、本年 6 月 13 日に「こども未来戦略方針」（以下「戦略方針」という。）として閣議決定された。

戦略方針は、少子化が我が国の直面する最大の危機であり、2030 年までがこれを食い止めるラストチャンスであるとの認識の下、「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造・意識を変える」「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」という 3 つの基本理念を掲げ、3 兆円半ばにも及ぶ「加速化プラン」を実現することによって、これまでにない抜本的な政策強化を図ることとした。これにより、我が国のこども・子育て関係予算は、こども一人当たりの家族関係支出で見て、OECD トップ水準のスウェーデンに達する水準となり、画期的に前進する。

- これを支える財源については、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、国民に実質的な負担が生じないこととした。

このため、全世代型社会保障制度を構築する観点に立った歳出改革等を引き続き行うことで、医療・介護の保険料の伸びの軽減を図る必要がある。

- 少子化対策は主に現在の結婚・子育て世代に向けたものであることを踏まえれば、その財源は、原則として将来世代の負担に帰すべきものではない。

また、戦略方針は、「若い世代の所得を増やす」ことを基本理念の第一に掲げ、賃上げなど経済成長への取組を先行させることとした。こうした取組と歳出改革を進めることによって、国民生活や経済政策と調和しつつ、できる限り円滑に抜本的な対策を推進していくこととしたものである。

- 少子化対策は待ったなしの課題であり、令和 10 年度までかけて積み上げていく財源確保を待つことなく、令和 8 年度までを「集中取組期間」とし、特に児童手当の抜本的拡充は令和 6 年度中に実施することとしている。いわば、給付先行型の枠組みとしたものであり、こども・子育て支援特例公債（仮称）（こども金庫が発行する特会債）の発行がそれを可能にすることとなる。

（新しい分かち合い・連帯の仕組みの構築）

- 妊娠・出産・育児の各ステージを支える現行の支援は、医療保険料、雇用保険料、子ども・子育て拠出金といった社会保険・拠出金制度とともに、税財源（公費）の組み合わせにより支えられている。特に、企業において

は、これまでも、将来の労働力の維持確保につながる等の趣旨から、子育て支援のための拠出を行ってきた。

- 少子化・人口減少は、わが国の社会・経済全体に大きな影響を及ぼすものである。逆に、実効性のある少子化対策の推進は、高齢者を含むすべての国民、企業を含む経済全体にとって、極めて重要な受益を持つものである。また、今般の政策強化は、基本理念の一つである「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」を実現するため、これまでの財源規模では対応できなかった幅広い現物・現金給付や、共働き・共育てを推進するための経済支援の制度化等を盛り込んでおり、特に児童手当について所得制限なくその対象を高校生年代までに恒久的に拡充することは、現在は中学生以下の、あるいはこれから生まれてくるこどもたちを含め、広い範囲の子育て世帯に確かな支援拡充となる。
- すなわち、支援金制度は、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える、新しい分かち合い・連帯の仕組みである。
- 日本の社会保険制度においては、医療、年金、労災、雇用保険に加え、平成12年に、国民の介護負担を社会化するとの考え方の下、新しい連帯の仕組みとして介護保険制度が創設され、これにより、所得に関わらない普遍的な給付が抜本的な量的拡充とともに実現した。今般の取組は、日本の社会保障制度において、未だ残されていた課題に対応するものといえる。
- 支援金を議論するに当たっては、拠出面のみに着目することは適当ではなく、給付と合わせて考えることが重要である。この点、支援金の規模は今後定まっていくものではあるが、これは、歳出改革と賃上げで生み出された社会保険負担軽減効果の範囲内で構築されるものであり、歳出改革による公費の節減効果や既定予算の活用が図られることによって、支援金の規模を大きく上回る規模の「加速化プラン」が実行されることとなる。また、支援金が充当される事業のみでみた場合でも、企業とともに、高齢者も含めたすべての世代が、さらに歳出改革の努力によって生み出された公費も併せて、子育て世帯を支える仕組みとすることにより、子育て世帯は、拠出を大きく上回る給付を受ける。
支援金という拠出を得て給付を拡充することは、市場を通じて得られる所得を子育て世帯に再分配するものとして捉える視点が重要である。このことは、本年4月にこども基本法が施行された中で掲げられている「こどもまんなか社会」という大きな政策動向にも沿ったものである。
- その上で、支援金が個々人にとって過度な影響とならないようにする必要があり、このため、拠出額は負担能力に応じた仕組みとするなどの設計が重要である。

(支援金と医療保険について)

- 支援金制度は、出産・子育て応援給付金、共働き・子育てを推進するための経済支援、こども誰でも通園制度（仮称）、児童手当に充てるものとして、医療保険者（後期高齢者医療広域連合を含む。以下同じ。）に被保険者等から保険料とあわせて支援金を徴収していただき、国に納付することをお願いすることとする¹。医療保険者が支援金の賦課・徴収を行うこととする考え方は、以下のとおりである。
- ・ 我が国の社会保険制度は、拠出の中心を現役世代が担い、給付の多くを高齢世代が受ける構図となっている中で、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけることは、すべての国民と全経済主体にとって極めて重要な受益を持つのみならず、医療保険制度を含む社会保険制度の持続可能性を高め、その存立基盤に係る重要な受益となる。また、医療保険制度に新しい分かち合い・連帯の仕組みを組み込み、実効性ある少子化対策を実現することは、制度を支える連帯の仕組みをさらに強固にすることにもつながる。
 - ・ 医療保険制度は、我が国の社会保険制度の中で最も古く創設され、疾病や負傷のみならず出産や死亡に関する幅の広い安心の礎として機能してきた。全ての世代が加入しており、他の社会保険制度に比べて賦課対象者が広く、支援金制度と同様、全ての世代による分かち合い・連帯の仕組みである。他方、給付には、出産手当金やかつての育児手当金を含む出産育児一時金などが含まれ、現役世代も含め幅広い給付を受けている。さらに、後期高齢者支援金にみられるとおり、世代を超えた支え合いの仕組みが組み込まれているとともに、本年の法改正において創設された出産育児支援金は、後期高齢者が現役世代の出産を支えるものであり、医療保険制度における分かち合い・連帯の枠組みは、特に近年、一定の広がりを持っている。
 - ・ 医療保険制度の保険料が、保険給付だけでなく、疾病の予防や医療提供体制の確保などにも充てられてきている中、支援金の充当対象事業を実施することでこどもの成育環境の改善・整備等が図られることは、被保険者の心身の健康の維持・向上にもつながると期待され、これは各医療保険者にとっても重要な意義を有する。

(見える化の必要性)

- 支援金制度は、こうした基本的な考え方に立ち、新しい分かち合い・連帯の仕組みとして創設するものであるから、その前提として、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を実現する枠組みを設ける必要がある。

¹ 支援納付金を充当する事業や充当割合が法定されることや、当面のこども数の推移を考えると、今般の少子化対策による政策効果を見込むとしても、高齢化等に伴う自然増がある医療や介護等と異なり、基本的に増額していく性格のものとならない。

2 支援金制度等の具体的設計

- 以上を踏まえ、支援金制度等の具体的設計については、別紙のとおりとする。

3 今後について

- 少子化対策を支える安定的な財源を確保するに当たって重要となる歳出改革等については、別途、社会保障の改革工程の策定に向けた検討が行われてきたところである。
- 本素案の内容については、今後、こども未来戦略会議の議論を経て、令和6年通常国会へ関連法案を提出する予定である。今後、更に制度の細部を検討するに当たっては、これまでに有識者等から意見があった諸点、例えば、政府全体として歳出改革の取組や賃上げの取組を着実に実行する、制度に対する不安や不信につながらないように十分な説明を行う、医療保険者の事務的・財政的な負担等に配慮するといった点に、引き続き留意する必要がある。
- 今、私たちは、人口減少社会という重大な危機に対峙しており、次の時代を切り拓くための岐路に立っているといても過言ではない。そして、戦略方針の基本理念である「社会全体の構造・意識を変える」ことがなければ、少子化問題の解決は見通せない。本素案にある支援金制度を単なる拠出の枠組みとしてではなく、新しい分かち合い・連帯の仕組みとして捉え、子育て世帯を全世代、全経済主体がどのように支え、応援するかについて議論し、行動していくことが重要である。こども家庭庁においては、「加速化プラン」に盛り込まれた各事業の意義が実感できるよう、着実に実施しつつこれらを見える化していく。またこれにあわせ、支援金という新しい分かち合い・連帯の仕組みについて理解が深まるよう、努力を続けていくものである。

(別紙) こども・子育て支援特別会計とこども・子育て支援金制度

- 以下の内容に沿って2024年通常国会への法案提出に向けて、引き続き検討する。

1 こども・子育て支援特別会計

(骨格と見える化)

- こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、新たな特別会計(いわゆる「こども金庫」)として、2025年度から、こども・子育て支援特別会計(仮称)を設置し、特定の財源を活用して実施する事業を一般会計と区分して経理する。
- 同特別会計は、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援に係る事業を経理する「こども・子育て支援勘定」(仮称)と雇用保険法に基づく育児休業等給付に係る事業を経理する「育児休業等給付勘定」(仮称)に区分する。
- これにより、こども・子育て政策に関して、予算の一覧性が高まるとともに、給付と拠出の関係がより一層明確化される。

(特別会計における歳入)

- 同特別会計における歳入は、主に以下のとおりとする。
 - ・ 一般会計からの繰入金
 - ・ 子ども・子育て拠出金
 - ・ 育児休業給付に充てる雇用保険料
 - ・ こども・子育て支援納付金(以下「支援納付金」という。)
 - ・ こども・子育て支援特例公債(仮称)の収入

(特別会計における歳出)

- 同特別会計における歳出は、主に以下のとおりとする。このうち※については、支援納付金を充当する²。
 - ・ 子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付
 - ・ 子ども・子育て支援法に基づく地域・子ども子育て支援事業等
 - ・ 雇用保険法に基づく育児休業給付
 - ・ 出産・子育て応援給付金の制度化(※)
 - ・ 共働き・共育を推進するための経済支援(両親がともに一定期間以上の育児休業を取得した場合の育児休業給付率の引上げに相当する部分、育児時短就業給付(仮称)の創設、自営業者・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置としての国民年金第1号被保険者についての育児期間に係る保険料免除措置の創設)(※)

² これまで社会保険料や子ども・子育て拠出金を充当してきた事業を踏まえつつ、「加速化プラン」に基づく制度化等により新設・拡充する制度であって、対象者に一定の広がりのある制度に充てる。具体的には、まず、これまで比較的支援が手薄だった妊娠・出産期から0～2歳のこどもに係る支援から充当することとし、事業名及び支援納付金による各事業額に対する充当割合を法定する。

- ・ こども誰でも通園制度（仮称）（※）³
- ・ 児童手当（※）⁴

- なお、支援納付金の収納が満年度化するまでの間、支援納付金を充当する事業に要する費用について、つなぎとしてこども・子育て支援特例公債を発行する。支援納付金はその償還にも充当できる。
- あわせて、支援納付金やこども・子育て特例公債の収入に係る決算剰余金が、支援納付金を充当する経費以外に使われることのないよう、こども・子育て支援勘定（仮称）に、こども・子育て支援資金（仮称）を設置して分別管理する⁵。

2 こども・子育て支援金制度

（骨格）

- 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内でこども・子育て支援金制度（仮称）を構築する。
- これは、少子化対策に充てる費用について、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く拠出していく仕組みとする。
- 支援金の充当対象事業に係る費用の拠出のため、医療保険者に、こども・子育て支援納付金の納付をお願いし、医療保険者がその納付に充てる費用として、被保険者等から保険料と合わせて支援金を徴収する。

（支援納付金）

- 各年度における支援納付金の総額は、支援納付金を充当する事業の所要額が毎年変動するため、毎年末の予算編成過程において、その見込み額を基に、こども家庭庁が支援金を拠出する立場にある関係者等の意見を聴取しつつ、その年度までに生じた上述の実質的な社会保険負担軽減の効果の範囲内で決定する。
- 支援納付金総額に対する医療保険者間での費用負担の分担については、以下のとおりとする。
 - ・ 後期高齢者医療制度とその他の医療保険制度：後期高齢者と現役世代の医療保険料負担に応じて按分（現行の出産育児支援金における按分と同様）

³ 現物給付であり、地域によって提供体制の整備状況が異なることから、類似する現行制度における財源構成も踏まえ公費により一部を負担することとし、具体的な財源構成割合については予算編成過程の中で決定する。

⁴ 「加速化プラン」において全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化するための拡充を図ることから、現行制度における財源構成も踏まえつつ、支援納付金を財源の一つとして位置付けることとし、具体的な財源構成割合については予算編成過程の中で決定する。

⁵ 子ども・子育て拠出金に係る決算剰余金については、拠出金収入の減により歳入が歳出を下回る場合等に備え、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の積立金として積み立てられているとともに、育児休業給付に充てる雇用保険料に係る決算剰余金については、将来の育児休業給付費の増大に充てるため、労働保険特別会計の雇用勘定の育児休業給付資金に組み入れられている。こども・子育て支援特別会計（仮称）においても、こうした観点から、引き続き積立金及び育児休業給付資金を設ける。

- ・ 被用者保険と国民健康保険制度：加入者数に応じて按分（現行の介護納付金、後期高齢者支援金における按分と同様）
 - ・ 被用者保険間：総報酬に応じて按分（現行の介護納付金、後期高齢者支援金における按分と同様）
- 支援納付金の医療保険者からの徴収に係る事務⁶については、介護納付金の事務を参考としつつ⁷、国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施する。

（支援金）

- 医療保険者が被保険者から徴収する支援金については、被用者保険、国民健康保険・後期高齢者医療制度それぞれの各医療保険者の支援納付金総額に照らし医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、医療保険者ごとに設定⁸する。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割）、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等⁹）を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施する¹⁰。
- 上記の措置に加え、国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の金額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる¹¹。
- また、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における支援金の賦課に当たっては、負担の公平性の観点から、金融所得を勘案することについて、引き続き検討を行う。

（医療保険者に対する財政支援等）

- 医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる¹²。また、施行時の措置として、医療保険者にお

⁶ 支援納付金の徴収に当たっての概算及び精算の事務等を指す。

⁷ 現行、介護納付金の事務が存在しない後期高齢者医療制度については、介護納付金又は出産育児支援金の事務を参考とする。

⁸ 被用者保険については、実務上、国が一律に示すこととする。

⁹ 国民健康保険における未就学児分の均等割軽減、産前産後期間分の免除、後期高齢者医療制度における、被用者保険の被扶養者であった者に係る均等割軽減（2年間、5割）及び所得割免除、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における条例に基づく減免を可能とする措置等

¹⁰ 各措置に対応する公費負担についても、医療保険制度の例を踏まえて対応。

¹¹ 未就学児の5割分は公費負担とし、未就学児の残りの5割分及び6歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこどもにかかる10割分については、対象となるこども以外の国民健康保険被保険者の支援金で支えることとする。

¹² 具体的には以下の措置等を講じる方向で検討。

- ・ 医療保険各法等に基づく医療保険者に対する事務費負担金等について介護納付金の例に倣い支援納付金分を追加計上。

ける準備金等の必要な経費について、必要な措置を検討する。

(実施時期等)

- 支援金制度は、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減効果を生じさせた範囲内で構築するものであり、また、その徴収に当たっては、医療保険者や社会保険診療報酬支払基金等における相当程度の準備作業が必要であり、後期高齢者医療制度における保険料改定作業等も踏まえる必要がある。

- こうした点を踏まえ、支援金制度は、2026年度から開始して2028年度までに段階的に構築することとする。あわせて、法律において、支援金制度は上述の実質的な社会保険負担軽減効果の範囲内で構築することや、2028年度までの各年度の支援金総額、歳出改革（全世代型社会保障制度改革）の推進の基本的考え方など、必要な事項を規定する。

-
- ・ 国民健康保険組合に対する国による補助（特定割合の算定対象に支援納付金の納付に要する費用に対する国の補助の割合を追加）。
 - ・ 国民健康保険における、国・都道府県による定率の公費負担について、支援納付金の納付に要する費用を算定対象とする。
 - ・ 都道府県及び市町村が、支援納付金の納付に要する費用に対して補助又は貸付ができることとする。
 - ・ 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における財政安定化基金の対象に支援金を含める。
 - ・ 国民健康保険において、支援納付金の納付に要する費用を調整交付金の算定対象とする。
 - ・ 後期高齢者医療制度における広域連合間の財政力の不均衡の調整は、支援納付金の算定時に行うこととする。
 - ・ 後期高齢者医療制度における災害時等の減免分について、調整交付金の交付対象として位置付ける。